

回 覧	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

家畜動物（ペット含む） 飼養状況調査について

家畜伝染病防疫等の情報提供及び統計調査を目的に、各世帯で飼養されている対象動物（ペット含む）の状況についての調査を実施しますので、対象の飼養者の方はご回答の御協力をお願いいたします。

1 調査期間

令和8年9月16日（水）～10月21日（水）まで

2 調査要領

調査目的	①家畜伝染病の発生状況の情報を速やかに提供するため。 ②統計の観点より、家畜動物の飼養状況を把握するため。	
対象動物	ニワトリ・ウズラ・アヒル・キジ・七面鳥・ほろほろ鳥・エミュー等 牛・馬・羊・やぎ・ポニー・ブタ（ミニブタ）・イノシシ等 ※犬・猫は調査対象外です。	
留意事項	今回の調査で得られた情報は、防疫対策及び統計に関する事務以外には使用しません。	
回答内容	飼養されている方の氏名 住所 連絡先 対象動物の種類・頭羽数等を報告してください。	
回答方法	電話又はフォームにてご報告ください。 ※回答時間は5分程度です。 鹿屋地区：0994-31-1118 担当 丸田 吾平地区：0994-58-7257 担当 川枝 串良地区：0994-63-3113 担当 下新原 輝北地区：099-486-1111 担当 上谷田	オンライン報告用 QR コード  QR コードの商標は デンソーウェーブ の登録商標です。
回答期限	令和8年10月21日（水）	

【問合せ先】鹿屋市畜産課 畜産生産係 Tel 0994-31-1118



対象動物を飼養する皆様へ 飼養状況の報告をお願いします！



以下の対象動物（愛玩目的を含む）を1頭（羽）でも飼養している方は、その飼養状況を毎年1回、県へ報告することが家畜伝染病予防法で義務付けられています。

【対象動物】

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

1. 報告内容（毎年2月1日現在の状況を報告）

（1）飼養状況の定期報告

①所有者の住所・氏名、②農場の住所・名称、③家畜の種類及び頭羽数、
④畜舎数、⑤飼養衛生管理基準の遵守状況

（2）添付書類 ※前年と変更のない場合、提出不要。

①農場敷地の平面図、②埋却地等の確保状況 など



以下の飼養者（小規模）は、「（1）飼養状況の定期報告」の項目①～③のみ報告となります。その他の事項及び（2）の添付資料は不要です。

対象動物	飼養規模
牛、水牛、馬	1頭
鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	6頭未満
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	100羽未満
だちょう	10羽未満

2. 報告先

報告先については、**鹿屋市役所畜産課まで**お願いいたします。

3. 報告期限

飼養している対象動物種によって、以下のとおりとなっています。

飼養している対象動物	提出期限（家保着）
牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	毎年4月15日
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、 ほろほろ鳥、七面鳥	毎年6月15日

4. その他

報告書などの提出がない場合は、家畜伝染病予防法第68条第1号に基づき「30万円以下の過料」に処される場合があります。

【問合せ先】 鹿屋市役所畜産課 TEL:0994-31-1118
肝属家畜保健衛生所 TEL:0994-43-2515